

第37回軽米町議会定例会令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会

令和 5年 3月 6日 (月)

午前11時00分 開 会

議 事 日 程

- 議案第 1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 議案第 2号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第 3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 軽米町個人情報の保護に関する法律施行条例
- 議案第 6号 軽米町情報公開・個人情報保護審査会条例
- 議案第 7号 軽米町情報公開条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 9号 軽米町国民健康保険診療所条例を廃止する条例
- 議案第10号 軽米町指定居宅介護支援事業所設置条例
- 議案第11号 軽米町健康ふれあいセンター設置条例
- 議案第12号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 かるまい文化交流センター設置条例
- 議案第14号 令和4年度軽米町一般会計補正予算(第10号)
- 議案第15号 令和4年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第16号 令和4年度軽米町水道事業会計補正予算(第1号)

○出席委員（10名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	11番	茶屋	隆	君	

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	福島	貴浩	君
総務課	企画担当課長	野中	孝博	君
総務課	総務担当課長	松山	篤	君
会計管理者兼	税務会計課総括課長兼	日山	一則	君
収納・会計担当	課長	古館	寿徳	君
税務会計課	課税担当課長	橋場	光雄	君
町民生活課	総括課長	小林	千鶴子	君
町民生活課	総合窓口担当課長	戸草内	和典	君
町民生活課	町民生活担当課長	工藤	薫	君
健康福祉課	総括課長	小笠原	隆人	君
健康福祉課	福祉担当課長	工藤	晃子	君
健康福祉課	健康づくり担当課長	江刺家	雅弘	君
産業振興課	総括課長	竹澤	泰司	君
産業振興課	農政企画担当課長	鶴飼	靖紀	君
産業振興課	農林振興担当課長	輪達	隆志	君
産業振興課	商工観光担当課長	中村	勇雄	君
地域整備課	総括課長	神久保	恵蔵	君
地域整備課	環境整備担当課長	寺地	隆之	君
地域整備課	上下水道担当課長	福島	貴浩	君
再生可能エネルギー	推進室長	中村	勇雄	君
水道事業所	長	小林	昌治	君
教育委員会	教育長	長瀬	設男	君
教育委員会	事務局総括次長			

教育委員会事務局教育総務担当次長	輪 達 ひろか 君
教育委員会事務局生涯学習担当次長	梅 木 勝 彦 君
選挙管理委員会事務局長	福 島 貴 浩 君
農業委員会事務局長	江刺家 雅 弘 君
監 査 委 員	西 山 隆 介 君
監 査 委 員 事 務 局 長	関 向 孝 行 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	関 向 孝 行 君
議 会 事 務 局 主 事	竹 林 亜 里 君
議 会 事 務 局 主 事	松 坂 俊 也 君

---

◎開会及び開議の宣告

- 委員長（中村正志君） それでは、ただいまから第37回軽米町議会定例会令和5年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

（午前11時00分）

---

◎議案第1号の審査

- 委員長（中村正志君） それでは、議案第1号から順番に審議していきたいと思っております。それでは、議案第1号について補足説明があればお願いいたします。

総務課総括課長、福島貴浩君。

- 総務課総括課長（福島貴浩君） おはようございます。議案第1号の補足説明につきましては、特に議場で説明したこと以外に補足することはございません。

以上です。

- 委員長（中村正志君） ありがとうございます。

議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 委員長（中村正志君） では、ここは質疑なしと認めて、次に入りたいと思っております。
- 

◎議案第2号の審査

- 委員長（中村正志君） では、議案第2号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について、補足説明があればお願いします。

会計管理者兼税務会計課総括課長、日山一則君。

- 会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君） おはようございます。よろしくお願いいたします。議案第2号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について補足のご説明を申し上げます。

皆様には、お手元に1枚物の資料ということで、A4判1枚の資料を用意しておりましたので、ご準備いただきたいと思います。

- 委員長（中村正志君） ちょっとお待ちください。

皆さん、今日お渡ししたものです。議案第2号の資料というふうにありますけれども。紙で渡していたしましたので。

○会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君）　あと、併せて端末といいますか、タブレットのほうにも収納しておりますので、御覧いただきたいと思います。

それでは、資料に基づきながら補足説明申し上げます。1番、督促手数料についてということで、督促手数料の概要でございますが、町税等の債権が納期限までに納付されなかった場合に、20日以内に督促状を発しなければならないというふうな法規定がございます。この規定に基づいて、督促状の発送に伴う経費等につきまして、事務費として条例等に定めることによって、手数料を徴収することができるというふうになっております。

それで、本町における督促手数料の対象となる債権ということで、ここに①から⑤まで列記しておりますとおり、町税をはじめ後期高齢者医療制度保険料、下水道事業分担金、水道使用料といったもの等が現在督促手数料を徴収している主な債権でございます。

それで、今回廃止するというところで条例のほうを提案させていただいたわけですが、実際県内あるいは近隣の市町村で督促手数料を徴収していない状況ということで、2番に記載させていただいております。県内におきましては、既に廃止している市町が北上市、岩泉町、洋野町にあっては令和2年度から。あと、近隣で廃止済みは八戸市、階上町もございますが、階上町は令和5年から廃止するというところで既に決定となっております。

なお、県内で廃止を予定している自治体ということで、当町を含め九戸村、釜石市、大槌町、あと検討している自治体としては滝沢市、陸前高田市、住田町というふうな形で予定されてございます。

それで、督促手数料の徴収事務における問題点ということで、3番に記載しておりますが、本会議場でも提案理由として述べさせていただきましたが、今回手数料を徴収することによって生じる事務等の中には、令和5年4月1日からコンビニでの税金の納付を開始することとして準備を進めております。その開始がされた後なのですけれども、コンビニでは納期限内に納付されなかった場合に、督促手数料を追加で収納するという事務ができません。ということになりますと、どうしても督促手数料を徴収するためには、新たに納付書を発行しなければならないと。そういった事務が発生してまいります。

なお、そういった事務を行ったとして、再発行した督促手数料を賦課した納付書で納付していただければいいのですが、前の納付書で納付したと、そういったケースも考えられます。そうなってきますと、またその100円を徴収するために、さらに納付書を発行しなければならないといった非常に事務が繁雑、複雑といいますか、手間がかかるような作業が生じてまいります。そういったことを鑑みながら、あと新たに発生する督促事務、発送経費等の費用対効果を検討した結果、現在30

万円ほどの収入に対して、さらに46万円、47万円の経費が発生することが見込まれるということになりますと、非常に経費のほうを上回る形になりますので、効果としては薄れてまいるということから、このコンビニの納付を開始することを契機といたしまして、今回督促手数料を廃止するという形でご提案させていただきました。

なお、この問題点の2つ目で金融機関からの督促手数料加算の有無を確認する収納連絡の受電対応とありますが、金融機関では督促発布してから、今日から取っていいのか、今来たけれども、取っていいのかといった問い合わせが何件かございます。その都度納税される方をお待たせすることにもなりますし、金融機関でも廃止のほうを強く望んでいるといったことがございまして、今回の廃止の決断に至りました。

また、督促状をもらっている、もらっていないと、そういった納税者とのトラブル、そういった部分も数件ございます。

(2)番には、経費ということで、実際の事務に要する経費は、年間せいぜい30時間程度と、それほど多くはないのですが、そういった時間に制約されます。また、再発行経費につきましては、先ほど申し上げましたとおり46万8,000円程度見込まれるということでございます。

したがって、廃止することによって収入が減るということで、その部分はマイナスになるわけですが、この事務を廃止することによりましてコストのほうは削減できるといいますか、追加経費が発生しないということになります。

また、事務時間の縮小された部分については、より町民の丁寧な対応に努める時間にすることが可能かということで、今回の条例を提案したものでございます。

なお、町税以外のものにつきましても、町全体の債権等の整合性を図る観点等から、一律に全部の督促手数料を廃止するということが今回提案するものでございます。よろしくお願いたします。

○委員長（中村正志君） 資料に基づいて説明いただきました。

質疑をお受けいたします。質疑はございますか。

コンビニは、軽米ではどこで対応できるの。

○会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君） コンビニは、ローソンです。軽米に2つありますローソンでの対応と。

○委員長（中村正志君） ユニバースではできないのか。

○会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君） ユニバースは、コンビニでないの、ちょっと対応できません。

○議長（松浦満雄君） コンビニは全部いいの。

- 会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君） はい、コンビニはいいです。
- 議長（松浦満雄君） ファミマとかあるけれども。
- 会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君） はい、ファミマも。
- 委員長（中村正志君） いずれ軽米でなくてもどこでもいいということですね。
- 会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君） はい。町外、町内に限らずです。
- 委員長（中村正志君） ということなようです。
- 6番（館坂久人君） 町内だけでなくてもいいのか。
- 会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君） もちろん。八戸でも二戸でも、お近くのところで。
- 5番（田村せつ君） ユニバースでは、いろんな納付書を私は払っているのだけれども、それとも別なのですか。
- 税務会計課会計管理者（日山一則君） 別です。ユニバースでは……
- 議長（松浦満雄君） 休憩してくれ。
- 委員長（中村正志君） 休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時10分 再開

- 委員長（中村正志君） 再開します。
- それでは、議案第2号、終わってよろしいですか。
- 〔「異議なし」と言う者あり〕
- 委員長（中村正志君） ありがとうございます。

◎議案第3号及び議案第4号の審査

- 委員長（中村正志君） 続いて、議案第3号、議案第4号、同じ総務課でございますので、まとめて補足説明があればさせていただきます。

総務課総括課長、福島貴浩君。

- 総務課総括課長（福島貴浩君） 議案第3号と第4号、関連してございますので、補足説明をさせていただきます。

晴山診療所の廃止に伴い、職員の給与に関する改正をするものです。軽米町国民健康保険診療所条例の廃止と併せて改正するものです。晴山診療所廃止に伴い、医師、歯科医師、診療所等に適用されている医療職給料表及び級別基準職務表を削除するものでございます。

以上が共通するものです。

議案第4号につきましては、特殊勤務手当の部分ですが、これも関連するものですので、医師手当とか往診手当、夜間の看護手当等を削除するものとなっております。

す。

以上でございます。

○委員長（中村正志君） 議案第3号、第4号、晴山診療所の廃止に伴う改正ということでございます。

質疑お受けいたします。質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） では、議案第3号、第4号は終わります。

---

◎議案第5号から議案第7号の審査

○委員長（中村正志君） 続いて、議案第5号、第6号、第7号、個人情報の関係で、先日全員協議会でも説明いただいておりますけれども、これについてまとめて、総務課総括課長、福島貴浩君。お願いします。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 先般の全員協議会で議案第5号、第6号、第7号についてご説明しました件に関しまして、具体的な部分についてちょっと理解できないということがありましたので、資料のほうを準備させていただきました。個人情報保護法の基礎というところで、皆さんに配布しております。

○委員長（中村正志君） これですけれども、紙ベースで配布しているものです。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 紙ベースで、個人情報保護法の基礎ということで配布してございます。議案については説明を省略させていただきますが、この個人情報保護法の基礎ということで補足説明させていただきたいと思っております。

それでは、1ページのほうを御覧になっていただきたいと思っております。目的でございますが、日本の個人情報保護制度の基本法として、基本理念、基本方針や企業や行政機関の責任等を定めるものでございます。

2ページを御覧になってください。個人情報保護法は、様々なサービスの利用者や消費者が安心できるように、企業者、行政機関、団体等にきちんと取り扱っていただくように守るべき共通のルールを定め、個人の権利、利益の保護と個人情報のバランスを取るための法律でございます。

また、平成28年1月に内閣府の外局として設置された国の行政庁の一つで、個人情報保護法を所管する個人情報保護委員会の設立根拠や監視、監督権限について定めたものとなっております。

3ページを御覧ください。個人情報についてご説明申し上げます。個人情報とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの、または個人識別符号が含まれるものをいいます。特定の個人を識別できるものとは、その情報によって誰なのか分かるものを指します。具体的には、氏名や生年月日と氏名の組合せ、顔写真などが個人情報に該当します。また、メールアドレスやユーザー名から特定の

個人を識別できる場合も単独で個人情報に該当します。

4 ページを御覧ください。個人識別符号についてご説明申し上げます。情報単体でも特定の個人を識別できる文字や番号、記号、その他の符号を個人識別符号といいます。例えば生態情報を変換した符号としてDNAや指紋、公的な番号として運転免許証の番号やパスポートの番号、基礎年金番号などが個人識別符号に当たり、これらは個人情報に該当しますので、個人情報としての取扱いが求められるものでございます。

5 ページのほうを御覧になってください。個人情報の中でも、不当な差別や偏見、その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮するものとして、政令などで定める個人情報を要配慮個人情報といい、例えば人種や信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴などが要配慮個人情報に該当します。

6 ページを御覧ください。行政機関等が取り扱う個人情報は、民間事業者とは異なり、法令等により本人の意思にかかわらず個人情報等を取り扱う権限を有し、また業務の性質上、多くの町民の情報を取り扱っていることから、適正に個人情報を取り扱うことが重要となっております。

7 ページのほうを御覧になってください。民間事業者が個人情報を取得、利用するに当たってのルールを記載しております。個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければなりません。利用するに当たっては、利用目的の範囲内で利用することが求められます。あらかじめ本人の同意を得ることなく利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用するときは、本人に通知、または公表しなければなりません。また、偽り、その他の不正な手段による取得をしてはなりません。

9 ページを御覧になってください。行政機関が個人情報を保有するに当たっては、法令に基づくもの、業務遂行の場合に限り民間事業者と同様、その利用目的を特定しなければなりません。特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととなっております。

10 ページを御覧ください。行政機関等が緊急の場合などを除き個人情報を取得するときには、あらかじめ本人に対し、利用目的を明示しなければなりません。

11 ページを御覧ください。11 ページは、保有個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止のため、安全管理措置を講じなければならない規定が記載されております。この規定については、13 ページで再度説明いたします。漏えいした場合は、本人、個人情報保護委員会の報告が義務づけられております。

12 ページをお開きください。行政機関も法令に基づく場合を除き、民間事業者と同様、利用目的以外の目的のために個人情報を利用し、提供できない規定となります。

13 ページを御覧ください。

[「13 がないです」と言う者あり]

- 委員長（中村正志君） これは番号のつけ違いではないの。
- 総務課総括課長（福島貴浩君） 申し訳ございません。
- 委員長（中村正志君） あるの。
- 総務課総括課長（福島貴浩君） ここは、ちょっと省略させていただきます。

それでは、最後のページに行きます。最後になりますけれども、保有する個人情報の保護のために必要な安全措置について記載しております。組織的安全管理措置として求められる……

[何事か言う者あり]

- 総務課総括課長（福島貴浩君） 14 ページのほうに進みます。最後でございますけれども、14 ページは保有個人情報等が漏えいした場合に講ずべき措置として記載しております。

(1) の内部における報告及び被害の拡大防止から、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知がこの法律により義務づけられているものです。

以上が個人情報保護法の概要についての説明となります。

議案第5号の軽米町個人情報の保護に関する法律施行条例は、この保護法で条例で定めることとなっている、または定めることを許容している開示請求に係る手数料の額や開示決定の期限など、4点について規定しようとするものです。

以上が議案第5号から第7号までの補足説明とさせていただきます。

- 委員長（中村正志君） ありがとうございます。

議案第5号、第6号、第7号についての補足説明、新たな資料に基づいて説明いただきました。

質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

江刺家委員。

- 3番（江刺家静子君） 選挙人名簿の閲覧というか、あたりするのですけれども、それは今までどおり変わらないのですか。

- 委員長（中村正志君） 総務課総括課長、福島貴浩君。
- 総務課総括課長（福島貴浩君） 閲覧については変わりなくできると思います。
- 委員長（中村正志君） 江刺家委員。

- 3番（江刺家静子君） 自衛隊で入隊するのに、その年齢の個人の情報を書き写して閲覧をするということがやられているのですけれども、それはいいのですけれども、この自治体によっては、その名簿をコピーする、書き写しではなくて、提供しているということが言われているのですが、それはやっぱり個人ではそういう情報を知らたたくないという人もいるので、よくないことだと思うのですが、軽米ではどう

いうふうな提供しているか分かりますか。

○委員長（中村正志君） 休憩します。

午前 11 時 23 分 休憩

---

午前 11 時 24 分 再開

○委員長（中村正志君） 再開します。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） では、それに関連しての質問もあるかと思しますので、それは午後一番でまず説明していただくということで、議案第 7 号まで終わります。

---

◎議案第 8 号及び議案第 9 号の審査

○委員長（中村正志君） 引き続いて、議案第 8 号、第 9 号、同じ町民生活課で関連しているので、補足説明をお願いします。

町民生活課総括課長、橋場光雄君。

○町民生活課総括課長（橋場光雄君） 議案第 8 号の軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

今回の改正点の 1 点目は、出産一時金の金額の増額に関する改正でございます。出産一時金は、出産に係る経済的な負担を軽減するため、国民健康保険被保険者に支給するものでございます。健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和 5 年 4 月 1 日より公布されることによりまして、現在の 40 万 8,000 円から 48 万 8,000 円に引き上げられることに伴い、町の国民健康保険条例第 4 条についても同様に下線部のとおり改正しようとするものでございます。

規則において、産科医療補償制度の掛金 1 万 2,000 円分を加算できると規定されておりますので、現行の 42 万円の支給額が 50 万円に増額されるものでございます。

2 点目につきましては、第 7 条第 2 項第 1 号で町が行う事業として診療所の設置が明記されておりますが、次に説明します軽米町国民健康保険診療所条例を廃止する条例に伴いまして、第 1 号、第 2 号を削除して、第 2 項をこの町は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業を行うと文言を改めるものでございます。

以上、補足説明といたします。

○委員長（中村正志君） 説明いただきました。議案第 8 号、第 9 号は……

○町民生活課総括課長（橋場光雄君） 9 号も。

○委員長（中村正志君） では、お願いします。

○町民生活課総括課長（橋場光雄君） 議案第9号 軽米町国民健康保険診療所条例を廃止する条例について補足説明いたします。

軽米町国民健康保険診療所の晴山診療所は、昭和24年、晴山村国民健康保険診療所として開設されております。昭和39年と昭和62年に増改築を行って、診療所として運営してきております。平成14年11月1日付で医師が退職して不在となったことにより、休止届を県に提出して以降は診療所を休止しております。医師確保については、休止時よりも非常に困難な状況になっていることと、施設の老朽化が進んだことにより、診療所の再建が困難と判断されたことから、令和5年3月31日をもって晴山診療所を廃止しようとするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○委員長（中村正志君） 議案第8号、第9号、まとめて説明いただきました。

質疑お受けいたします。質疑はございますか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 晴山診療所の閉鎖というか廃止の条例なのですが、あの診療所、建物も大分古くなってきたと思うのですが、あそこにはいろんな医療機械があったのですが、あれはどうなりましたでしょうか。

○委員長（中村正志君） 町民生活課総括課長、橋場光雄君。

○町民生活課総括課長（橋場光雄君） 江刺家委員の質問にお答えします。

診療所内の機械等につきましては、令和2年度に老朽化した機械のほうは処分済みでございます。

以上です。

○委員長（中村正志君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） ありがとうございます。処分済みというのは、廃棄したと、売ったのでしょうか。

○委員長（中村正志君） 町民生活課総括課長、橋場光雄君。

○町民生活課総括課長（橋場光雄君） お答えいたします。

処分は、業者に引き取っていただいて、適正に処分したということでございます。

○委員長（中村正志君） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） では、議案第8号、第9号終わります。

---

◎議案第10号及び議案第11号の審査

○委員長（中村正志君） では、続きまして議案第10号、第11号、併せて健康福祉課のほうから補足説明があればお願いします。

健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案第10号 軽米町指定居宅介護支援事業所設置条例については、介護保険法の指定事業を行う事業所を健康ふれあいセンターのほうから本庁のほうに移設することに伴い、条例を制定しようとするものでございます。

あわせて、訪問介護事業等の移管に伴い、併せて軽米町健康ふれあいセンター条例と軽米町生活支援福祉サービス手数料条例、軽米町ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止しようとするものでございます。

続きまして、議案第11号についてご説明いたします。こちらにつきましては、軽米町健康ふれあいセンター設置条例となっております。先ほどの議案第10号で説明したとおり、今まで介護保険法の指定の事業を行う軽米町健康ふれあいセンター条例は廃止の提案としております。議案第11号では、健康ふれあいセンター、町民の健康保持増進と、総合的な保健活動の推進を図る施設として位置づけ、新たに条例を制定しようとするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○委員長（中村正志君） 議案第10号、第11号、それぞれ関連がございましたので、まとめて説明いただきました。

質疑をお受けいたします。質疑はございますか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 条例は分かりましたけれども、具体的にここで働いている人たちがどういうふうになるかとか、業務のことについてお願いします。

○委員長（中村正志君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） それでは、江刺家委員のご質問にお答えいたします。

現在軽米町健康ふれあいセンター内の業務といたしましては、健康福祉課の健康づくり担当の業務といたしまして、母子保健事業、成人保健事業、高齢者保健事業、介護予防事業、食育事業、精神保健事業、予防接種事業、献血事業ということで、7つの事業を行っております。隣というか併設されております健康ふれあいセンターの業務といたしましては、1つ目に指定訪問介護事業、いわゆるホームヘルパーの事業、こちらにつきましては軽米町社会福祉協議会への移管をしたいということでございます。2つ目として、指定訪問入浴介護事業と、3つ目が指定通所介護事業、いわゆるデイサービスの事業でございます。こちらの2つにつきましては、事業廃止ということでございます。4つ目として、指定居宅介護支援事業、ケアプラン作成事業でございますが、こちらにつきましては軽米町役場の健康福祉課内で実施するということになってございます。

あと、職員の処遇でございますが、健康づくり担当の職員につきましては、今ま

でと同様に健康ふれあいセンターのほうで事業を実施いたします。

健康ふれあいセンターのほうでございますが、指定訪問介護事業のホームヘルパー3名おりますけれども、この3名につきましては社会福祉協議会のほうに行って、そちらで業務を続けていただくということになっております。

4つ目の指定居宅介護支援事業でございますが、こちらには介護支援専門員、ケアマネジャーが1人いますけれども、こちらにつきましては役場内の健康福祉課内の地域包括支援センターに併設して、こちらに来て事業を実施するということになっております。

以上でございます。

○委員長（中村正志君） ありがとうございます。

細かく説明いただきましたが、皆さん、分かりましたか。後で事務分掌ができればということですよ。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） そうすると、これまで健康ふれあいセンターの一部を使ってやっていた介護事業はなくなるということですよ。ケアプランをつくるケアマネジャーは本庁に来ると。それでヘルパー3名は、そうすると役場の職員ではなくて、社協の職員になるということですか。

○委員長（中村正志君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 江刺家委員のご質問にお答えいたします。

ヘルパー3人につきましては、役場職員ではなくて、社協の職員としてこちらで勤務することになる予定でございます。

業務につきましては、ホームヘルパーが移管になると。あと、訪問入浴とデイサービス事業については廃止という形にしております。指定居宅介護支援事業ということで、ケアプラン作成につきましては今までと同様、健康福祉課のほうに事業所を移して実施するということでございます。

○委員長（中村正志君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 私は、デイサービスを再開してほしいと思って、ずっと議会でも発言してきましたので、大変残念です。入浴介護廃止となっております。1つは、入浴、あそこはお風呂を見たのですけれども、入浴介護はちょっと休む前に、本当に何か月か前に修理といいますか、改善して大変きれいなお風呂だなと思っていたのですけれども、それから最近もあそこを早く再開してくれないかなという人がありましたので、残念だなと思います。

これも行政改革の一環として進めてきたのですが、行政改革委員たちも賛成といいますか、どういう意見だったのでしょうか。ありましたら聞きたいと思います。

○委員長（中村正志君） 休憩します。

午前 11 時 37 分 休憩

---

午前 11 時 38 分 再開

○委員長（中村正志君） 再開します。

健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、業務のほうでございますが、訪問入浴というのは車で行って自宅でお風呂に入る事業でございます。こちらについても今回廃止という形を取らせていただくということと、あとデイサービスのほうで施設にあるお風呂に通所してこられる方が入られるという形で事業を行っていたわけですが、そちらにつきましても今回廃止というような形を取らせていただくこととしております。

行政改革の会議の中で、そういう話題があったかということでございますが、それについては総務課から。

○委員長（中村正志君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまのご質問についてですが、行政改革の会議の席上では、そういった反対意見等はございませんでした。

○委員長（中村正志君） よろしいですか。江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 訪問入浴のほうは、車に浴槽とか積んでいってやるサービスだったのですが、あれもそうすると何年使ったか分かりませんが、そういうものも処分といいますか、それはどうなるのかなと思っています。

あとは、お風呂を希望する方が大変多いので、もしこれから例えば普通の高齢者の人が社会福祉協議会に行っても風呂があるのですけれども、あそこのお風呂も何か活用できるようなことはないのかなと思いますが、いかがでしょうか。介護ではなくても。

○委員長（中村正志君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、訪問入浴の車両についてでございますが、リース期間が終了したため、昨年の11月にお返ししております。

それとあと、お風呂のほうでございますけれども、社会福祉協議会にあるお風呂につきましても、あれは一般の方々が入るためのお風呂として活用を続けておりますので、そちらは利用できるということでございます。

以上でございます。

○委員長（中村正志君） 健康ふれあいセンターにある風呂のことに対しては。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 健康ふれあいセンターにあるお風呂につき

ましては、今使用しておりませんので、使えるかどうかというのはちょっと分かりませんが、という形でございます。

○委員長（中村正志君） 希望する人が多いが、使えないのかという話。

健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） あちらの施設については、介護保険の形で使用するという形を前提に造っているものでございますので、一般の方に開放するというようなものではないと認識しております。

○委員長（中村正志君） ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） それでは、議案第11号までの分を終わります。

---

◎答弁の保留について

○委員長（中村正志君） 回答漏れがあったそうですので、総務課総括課長、福島貴浩君、お願いします。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 江刺家委員の先ほどの情報提供の在り方についてですが、自衛官募集事務については、自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法施行令第120条により「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」ということですので、その旨でこちらのほうで処理しております。

なお、住民基本台帳法を所管する総務省と防衛省の間でも自衛隊法に基づく情報提供を行った場合に、住民基本台帳法との関係において問題になることはないということが確認されております。

以上です。

○委員長（中村正志君） 議案戻りましたけれども、個人情報関係で回答いただきました。江刺家委員、よろしいですか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） ということは、軽米町でも電子データというか、打ち出したのかは分かりませんが、自衛隊で来て書き写しをしていくという方法ではないのでしょうか。実際にはどうやっているのでしょうか。

○委員長（中村正志君） 休憩します。

午前11時44分 休憩

---

午前11時44分 再開

○委員長（中村正志君） 再開します。

総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 今確認したところだと、電子データではなく紙で提供しているそうです。

○3番（江刺家静子君） 紙というのは、手で書き写ししているのか、それとも名簿をコピーしてあげているのか。

○委員長（中村正志君） 総務課総務担当課長、松山篤君。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） ただいまのご質問にお答えいたします。

実務的なお話をすると、募集事務所のほうから提供のお願いの手紙を毎年いただいております。それに基づいて、本町におきましては一覧という紙で提供しております。

以上です。

○委員長（中村正志君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） ということは、こちらで手書きでやるというわけではなくて、その要求に基づいたデータをコピーしてあげているということですか。

○委員長（中村正志君） 総務課総務担当課長、松山篤君。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） 今おっしゃるとおりでございます。

なお、募集を希望なされない方に関しては、もちろん提供はいたしません。しておりませんし、卒業予定者ということでデータを抽出いたしまして、プリントアウトしたものを提供しているというようなことでございます。

○委員長（中村正志君） ちょっと休憩します。

午前11時46分 休憩

-----  
午前11時46分 再開

○委員長（中村正志君） 再開します。

よろしいですか。まだ疑問ですか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 希望しない人もあって、それがいろいろそういうのが問題にするということなのですけれども、私の情報を自衛隊に提供してほしくないというのは新聞でも見たりしますけれども、それはどういう形で。

○委員長（中村正志君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまの江刺家委員のご質問にお答えします。

自衛隊へ情報の提供をしてほしくない旨の意思表示があった方については、ご本人様から役場のほうに除外の申請をしていただくことにより、自衛隊へ提供する情報から除外するということになります。

○委員長（中村正志君） 軽米町ではないということ。今軽米のことを言っているわけで

はないのだよね。

○総務課総括課長（福島貴浩君） はい、軽米ではないです。

○委員長（中村正志君） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） では、このことについては終わります。

---

◎議案第12号の審査

○委員長（中村正志君） 続いて、議案第12号、地域整備課のほうから補足説明があればお願いいたします。

〔「補足説明はございません」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） 議案第12号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例ですけれども、補足説明はございません。本会議場で説明したとおりということでございます。

質疑ございますでしょうか。時間は気にしなくても大丈夫です。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） では、議案第12号を終わります。

---

◎議案第13号の審査

○委員長（中村正志君） 続いて、議案第13号、皆さんにかかるまい文化交流センターの設置条例と管理運営計画というのもタブレットに入っているそうですので、それも御覧いただいて、併せて説明いただきたいのですけれども、10分で説明していただいて、説明だけで午前中終わりにすればいいのかなと思います。

では、教育委員会事務局総括次長、長瀬設男君。

○教育委員会事務局総括次長（長瀬設男君） 議案第13号に係ります補足説明をさせていただきます。

議案第13号のかるまい文化交流センター設置条例でございますけれども、第1条から目的、第2条、設置、こちらについては本会議のほうで説明いたしました。

第3条以下第12条まで、こちらにつきましては使用許可に係る部分の規定になってございます。

それから、3ページになりますが、第13条、施設の管理ということで、こちらは指定管理について規定するもので、指定管理者に行わせることができるということで、できる規定を設けてございます。

4ページになります。附則ということで、施行期日ということで、第1項、この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

2項につきましては、使用の許可の申請その他の交流センターを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うものとするができるということで、こちらにつきましては予算確保、それから求人等の先行した部分を行うために、2項のほうはそういった規定を設けてございます。

1項の規定につきましては、こちらの規則につきましてはの開館までに定める予定として、遅くとも11月までには内容を精査して条例とか管理運営計画を基に策定しようと考えております。こちらの交流センターにつきましては、複合施設となっていること、それから工事完成等、それから開館までの時間差といいますか、4か月ほど空きますので、そのために細かいことの規定につきましては、なるべく完成形が見えた時点で確実なものをつくりたいというふうなことから、規則に係る規定を設けて、条例と規則の時間差をこの附則のほうで補っているということになります。

趣旨、それから目的、開館時間、許可申請に係るもの、その様式など、細かいそういったその他の所要の内容について、この規則で網羅していきたいというふうに考えております。

それから、議場でも、この説明会でも、名称につきましてはこれまでかるまい交流駅（仮称）とか、今回につきましては議案として上げておりますので、かるまい文化交流センターという名前、名称でもって、その時々で名前を入れ換えると申しますか、そういった使い方をしてございます。正式名称といたしましては、議案の議決後となりますが、こういった事情を考慮いただきまして、端境期といいますか、そういったことを考慮いただきまして、かるまい交流駅（仮称）、かるまい文化交流センターの名前につきましては、いろいろと錯綜し、皆様の混乱の基となりますが、そういったこと、錯綜することについての了解をいただきたいというふうに思います。

次に、かるまい文化交流センターの管理運営計画につきましては、梅木生涯学習担当次長のほうから説明させます。

○委員長（中村正志君） かるまい文化交流センター管理運営計画、タブレットに入っていますけれども、見つけていましたか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） では、説明いただきます。

教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） それでは、かるまい文化交流センター管理運営計画についてご説明させていただきます。

かるまい文化交流センターにつきましては、生涯学習、子育て支援、図書館、さらには商工、物産、観光などの複合的な機能を兼ね備えた施設となっております。

これらが連携することで、人と文化をつなぐ新たな創造の拠点として町民に親しまれ、気楽に利活用することによって、にぎわいの創出につながるということを目的にしたものでございます。

この管理運営計画の策定に当たりましては、かるまい交流駅（仮称）運営検討会議を設置しまして、広く意見を伺いまして策定したものでございます。この運営検討会議につきましては、令和4年3月の定例会で皆様にも要綱あるいは構成員、さらには出された意見等については資料として提出させていただいてございます。

それらは、本年3月13日に計画をまとめまして、皆様に説明をして了承を得てこの計画を策定したというふうな内容となっております。

それでは、1ページ目を御覧になっていただきたいと思っております。ここの1ページ目、2ページ目につきましては、施設整備概要ということで、1つ目としましては施設整備の経緯、2つ目としまして整備事業の基本方針、こちらは4つの方針を載せているものでございます。それから、3つ目としまして施設整備の基本方針、こちら5つの方針ということで定めたものでございます。こちらは、後ほど御覧になっていただきたいと思っております。

続きまして、3ページ目、4ページ目をお願いいたします。こちらは、施設の具体的な概要となっております。先ほど冒頭でもお話ししましたとおり、生涯学習あるいは図書館等々様々な目的の施設を兼ね備えた内容となっております。その詳細を3ページの多目的ホールから、4ページに掲載しておりますバス待合スペース、ここまでは1階に設置するというような内容の施設となっております。

それから、2階の部分につきましては、4ページの上段から、トレーニングルームから研修室等々、図書館までが2階の設置になるというふうな内容となっております。

また、屋外の施設としましては、かるまい広場、交流スペースでございますが、それとバスロータリー、駐車場というふうな内容となっております。

続きまして、5ページ目をお願いいたします。管理運営計画についてまとめたものでございます。1つ目は、先ほど来お話をしております様々な機能を持つ複合施設であるということ、それらを活用しまして、創造の拠点として町民にも親しまれ、気楽に利用することによって、にぎわいの創出につながる施設として目指していくというふうな内容となっております。

2つ目の事業計画でございますが、事業計画の基本方針としましては、各機能の積極的な連携により、相乗効果を発揮できる施設とすると。それから、芸術の創造や生涯学習を促進する拠点とすると。それから、歴史、文化、町の魅力を継承していくことを進めていくと。それから、さらには町内外から多くの方々の多様な交流が生まれるような施設として活用していくと。そして、全館を利用しまして複合的

なイベントを開催しまして、町の活性化を図りたいというふうな内容の事業計画の基本方針としているものでございます。

それから、(2)番でございますが、こちらは各機能における事業方針を取りまとめたものでございます。①としまして、生涯学習の機能として活用する部分、それから②番としましては図書館として利用する部分、6ページに入りまして、③としまして子育て支援のスペース、さらには④としまして商工・物産・観光という機能に活用するというふうなことで、基本方針として定めているものでございます。

次に、管理運営計画についてでございますが、管理運営主体ということにつきましては、施設の管理は町が主体となって行っていきたいというふうに考えておるものでございます。ただし、利用者ニーズや社会情勢の変化等によりまして、指定管理者ができるような管理についても検討しているというふうなことで、条例のほうにも明記したものでございます。生涯学習、図書館、子育て支援等、各機能がこの施設に入っているものですから、様々な部分を効果的、あるいは効率的な管理体制を構築していきたいというふうなことで考えているものでございます。

(2)番でございますが、本施設を構成する各機能の役割といたしまして、総合受付部分、生涯学習推進事業等々、施設の主体的な部分につきましては、教育委員会事務局が所管並びに運営してまいりたいと考えているものでございます。

それから、図書館の部分でございますが、こちらも教育委員会事務局が、具体的な運営につきましては業務委託をして進めてまいりたいというふうに考えております。

子育て支援事業については健康福祉課が、商工業、地場産業振興事業、観光情報発信については産業振興課が、バス停関係については総務課が担いながら、各課で連携を取りながら管理運営について取り組んでまいりたいと考えておるものでございます。

続いて、7ページをお願いいたします。休館日……

○委員長（中村正志君） ありがとうございます。

時間、もう12時になりましたので、一旦ここで打ち切りたいと思います。よろしいですか。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） はい。

○委員長（中村正志君） では、ここで休憩いたします。

午後 零時02分 休憩

-----  
午後 零時58分 再開

○委員長（中村正志君） それでは、午前中に引き続き会議を再開いたします。

◎発言の訂正

○委員長（中村正志君） それでは、初めに午前中の答弁において訂正する部分があるということですので、総務課総括課長、福島貴浩君よりお願いいたします。

○総務課総括課長（福島貴浩君） それでは、午前中の江刺家委員に対する答弁の際に、個人情報保護法が適用されるかどうかということに関して、改めて答弁したいと思います。

選挙人名簿の閲覧については、個人情報保護法について一部関連はございますけれども、選挙人名簿の閲覧につきましては公職選挙法第28条の2及び28条の3により適用されるものですので、選挙人名簿については公職選挙法のほうが適用されるということで答弁したいと思います。

以上でございます。

○委員長（中村正志君） 江刺家委員、よろしいですか。

○3番（江刺家静子君） はい。

---

○委員長（中村正志君） それでは、午前途中で説明が終わっていますので、引き続き教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君より説明をお願いいたします。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） それでは、かるまい文化交流センター管理運営計画の7ページから御覧になっていただきたいと思います。

(3)の休館日でございます。施設の休館日は、原則としまして毎週月曜日、それから年末年始を休館日といたします。また、管理部門ごとの休館日を別に定めるというような内容となっております。安全確保のために施設点検等においては臨時の休館日を設ける場合があるというふうな内容となります。

それから、開館時間及び利用時間でございます。施設全体の開館時間は9時から21時まで、図書機能の開館時間は複合施設であることを考慮しまして、一体的に利用する場合を想定して来館者が柔軟に利用できるように配慮したいというふうなことで考えているものでございます。

具体的な部分としましては、貸館部分としまして9時から21時、図書館は平日9時から18時30分、土日祝日については9時から17時。それから、子育て支援施設は9時から17時、バス待合室については朝の6時から23時、バスの運行状況によっては変更する場合がございますが、この時間での開館を考えているものでございます。

(5)番、施設の利用概要ということでございますが、この施設につきましては貸館部分とフリーエリア部分とに分けられます。貸館部分については、条例あるいは規則等に定めるもので、利用料が発生するというふうなことになります。フリーエリアは、来館者が自由に利用できますが、イベントなどのときには利用制限する

場合があるというふうな内容としています。

貸館部分は多目的ホールからテナントスペースまで、フリーエリアとしましてはエントランスホール、バス待合スペース、ラウンジ、テラス、かるまい広場といった部分がフリーエリアとなっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。(6)番、利用料金でございます。利用料金については、町が負担するコストと利用者負担を踏まえつつも、近隣の類似施設の状況を考慮に入れながらバランスの取れた設定にしたいというふうに考えているものでございます。今回の条例案に第10条としまして利用料を提案してございます。そのほかに、それぞれの施設に施設備品があるわけでございますが、こちらについては規則等で定めることとしています。例を申し上げますと、多目的ホールですとステージ用の備品あるいは音響機器、舞台照明機器といった部分は利用料が発生してくるというふうなことになります。会議室等であれば、マイクでありましたり、プロジェクター等々を利用する場合には使用料が発生するというふうな内容となるものでございます。

(7)番、減免制度、現在公民館やそのほかの公共施設においても、町民あるいは町民の団体の利用に関して、公益上の目的で条例あるいは規則によって減免規定を設けてございます。本施設につきましても、町民が主体的に利用する交流の場であることを踏まえまして、利用目的に応じまして減免規定を定めるというふうなことで検討しているものでございます。先ほどお話をしましたが、施設の利用でありましたり、施設備品等について、利用料等が発生するわけでございますが、目的に応じて減免の規定を定めていきたいというふうな内容となります。

それから、4番、広報計画ということで、こちらにつきましましては町の広報とホームページ、それから施設のパンフレットを作成して広報していきたいと思っております。さらには、かるまいテレビと連携をしながら情報発信をするとともに、新聞でありましたり、テレビなどのメディアも活用しながら施設のPR等、施設のイベント等のPR、周知を図ってまいりたいと考えているものでございます。

5番でございます。開館記念事業ということで、開館を祝う記念や施設のお披露目であるとともに、本施設の理念や方針を事業という形で広くPRをしていきたいというふうなこと、重要な役割であると考えておるところでございます。

令和5年12月にオープンの予定で進めているところでございますが、12月から3月については本施設が新たにオープンするというふうなことから、様々な利用についての施設のやり方ですとか、あるいは機器等の取扱い等もございまして、町民を主体としたイベントを主体として進めていきたいと考えているものでございます。

その後、令和6年4月から、オープンイヤーといたしまして、多方面、あるいは

様々なジャンルのアーティストといいますか、催事等も行いながら活用に努めていきたいというふうに考えてございます。

以上、簡単でございますが、かるまい文化交流センター管理運営計画の説明とさせていただきます。

- 委員長（中村正志君） 議案第13号 かるまい文化交流センター設置条例についての説明と、管理運営計画を2月に策定したということで、それも併せて説明いただきました。

この管理運営計画の位置づけというのは、どういうふうになっていますか。条例をつくれば次は規則がつくられると思うのだけれども、この運営計画はどのような位置づけ。

教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

- 教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） 条例、規則が基本となりますが、それらに基づかず、方向性といえますか、そういった部分の指針ということで定めたものでございます。

- 委員長（中村正志君） 計画は、あくまで計画であるということで。

説明いただきました。

質疑をお受けしたいと思います。質疑、意見等も含めて、このことについては議案第17号の令和5年度一般会計当初予算の中で文化交流センター費として9,304万3,000円の予算も計上しておりますので、その中でも関わる部分もかなりあるかと思えます。取りあえず今回は、一応今説明いただいた部分の中で、まず気がついたところ等あればそれらの質問を受けて、ダブる形になるかと思えますけれども、また後ほど同じことの審議をするというふうなことになることを承知いただいて、進めたいと思います。

では、このことについて質疑等ございませんでしょうか。

江刺家委員。

- 3番（江刺家静子君） 条例の5ページ一番上のところに、これは使用料の金額なのですが、その他共用スペース1時間20円とあるのは、共用スペースというのはどういうところなのでしょう。

- 委員長（中村正志君） 教育委員会事務局総括次長、長瀬設男君。

- 教育委員会事務局総括次長（長瀬設男君） ただいまの江刺家委員のご質問にお答えします。

上段部分のその他共用スペースという部分につきましては、管理運営計画の7ページのフリーエリアの部分、エントランスホール等でございます。

- 委員長（中村正志君） ほかにございませんでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） 次の議案のときでもよろしいのです。

では、ないようですので、議案第13号については終わります。

---

◎議案第14号の審査

○委員長（中村正志君） 続きまして、議案第14号に入らせていただきます。

初めにお断りしておきますが、このまま進むと議案第16号まですぐ行くのではないかと思います。早く終わったら早く終わったで、今日は議案第16号で終わりにしたいというふうを考えておりますので、ご協力方よろしくお願ひします。

それでは、議案第14号 令和4年度軽米町一般会計補正予算（第10号）について、これについては進め方についてですけれども、まず歳入は全般、そして質疑をお受けすると。歳出については、款ごとにまとめてといたしますか、款ごとの質疑をお受けするという事で進めたいと思います。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） それでは、歳入の部分について全体として。

総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） それでは、議案第14号について補足説明という形で説明させていただきます。

内容でございますけれども、歳入歳出の予算額の総額に歳入歳出それぞれ1,688万円を追加し、歳入歳出それぞれ85億6,877万5,000円とするものでございます。

歳出につきましては、それぞれ担当課から説明させていただきますので、歳入全体につきましてご説明申し上げます。予算書の7ページのほうを御覧になっていただきたいと思ひます。1款町税、1項町民税1,323万円、2項固定資産税1億1,623万円、3項軽自動車税219万2,000円、4項市町村たばこ税1,085万9,000円につきましてもそれぞれ調定見込額の確定により増額するものでございます。

8ページを御覧願ひます。11款地方交付税、1項地方交付税につきましては、普通交付税6,315万2,000円の増による配分額の確定によるものでございます。

14款使用料及び手数料、2項手数料につきましては、督促手数料10万円の減による見込額の確定によるものでございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金18万1,000円の減、障害児通所給付費等負担金75万円の確定見込みとなるものでございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、子ども子育て支援交付金1

33万4,000円の減と二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金7,339万1,000円の減額とこどもの安心・安全対策支援事業補助金123万2,000円の増額に伴ういずれも事業費の確定見込みに伴うものでございます。

16款県支出金、1項県負担金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金57万5,000円、障害児通所給付費等負担金37万5,000円、こちらにつきましても事業費確定見込みに伴うものでございます。

16款県支出金、2項県補助金につきましては、子ども子育て支援交付金133万4,000円の減額となり、事業費確定見込みに伴うものでございます。

18款寄附金、1項寄附金につきましては、ふるさと支援寄附金2,000万円の増額で、寄附金の見込額の確定に伴うものでございます。

10ページのほうを御覧ください。19款繰入金、1項基金繰入金につきましては、かるまい交流駅（仮称）整備事業に関連する財政調整基金繰入金1億9,067万5,000円の減額や、ふるさとづくり振興基金繰入金5,450万円をそれぞれ減額するものです。

22款町債、1項町債につきましては、かるまい交流駅（仮称）整備事業として1億2,780万円を増額するものでございます。

歳入の補足説明は以上のとおりでございます。

なお、予算書4ページの繰越明許費につきましては、歳出の説明の際にそれぞれ担当課から説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○委員長（中村正志君） あわせて、資料が出ていますよね。町税の説明資料というのが皆さんに配付しているということで、これも一緒に説明したほうがいいですよ。皆さん、紙で渡っていると思っております。一般会計補正予算（第10号）町税説明資料というのを見てください。

では、会計管理者兼税務会計課総括課長、日山一則君。

○会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君） それでは、補足説明といたしまして、資料を皆様のお手元に配布しております令和4年度一般会計補正予算（第10号）町税説明資料に基づきまして説明いたします。

今総務課総括課長が歳入全般申し上げましたとおり、7ページから8ページにございます町税関係の部分をこの表にまとめたものでございます。町民税から順を追って申し上げますが、町民税につきましては現年課税分としてトータルで1,065万円の調定増を見込んで、今回の増額補正としたものです。当初の見込みよりも所得割等の減といいますか、伸び率が低く抑えられたということから、調定額が増えたものでございます。

次の滞納繰越分、個人の町民税でございますが、これにつきましては収納の見込額を大体見通したもので、残念ながら予算計上部分までの徴収率には至りませんで

したが、175万円程度の決算を見込めるということで、今回142万円の減額補正をお願いしたものです。

法人の現年課税分でございますが、これにつきましても当初予算では景気の動向等についてしっかりとした見込みがなかなか立てにくいということから、4,670万円を計上しておりましたが、調定の見込み増ということで400万円ほど増額を見込んでおります。

滞納繰越分につきましては5万円、これにつきましては残念ながら1者まだ滞納者がございまして、収納には至っておりません。そのまま変更ございません。

次に、固定資産税の現年課税分でございますが、これにつきましてはこの説明欄にございますとおり、各土地、家屋、償却資産とも課税標準額が増となっております。特に償却資産につきましては、当初見積りでは前年度の課税標準見込みに対して2割程度減を見込むという形で計上しておりましたので、今回14.8%の増を見込みまして、トータルでは1億1,752万円の増を見込んで補正計上いたしました。

滞納繰越分でございます。これにつきましては、同じく収入の見込額が確定といえますか、調ったことから、300万円ということで、当初は429万円を計上しておりましたが、129万円の減額を見込みました。令和3年度におきましては、1,157万9,000円の決算となっておりますが、これにつきましてはコロナ禍に伴うゴルフ場の納税猶予という形で約600万円ほど猶予があって、その部分の収納がされたことに伴って、昨年度は1,000万円を超える収納がございました。残念ながら、今年度はそういった猶予等はございませんし、大口もなかったことから、通常ベースに戻ったといえますか、なかなか滞納整理も進んでおりませんが、そういった形で300万円を見込みました。

あと、1つ飛ばしまして、軽自動車税の環境性能割、これにつきましては変更ございません。

あと、次の種別割でございます。これにつきましても台数の確定と申しますか、車両の増減をやはり当初では減額を見込んでおりましたけれども、見込みよりも減らなかったということ踏まえて調定が増となりました。195万2,000円の増額補正です。

滞納繰越分につきましては、収入見込額が増えまして、当初1万円でございますが、24万円の補正とさせていただきます。

市町村たばこ税につきましては、調定見込額がこれも増えております。税率が令和3年度の10月まで順次引上げになっておりまして、消費本数自体は減っている傾向なのですが、伸びているということで、今回7,200万円を見込みまして、1,085万9,000円の調定増見込みで補正しております。

トータル、当初では12億5,519万8,000円の自主財源を見込んでおりましたが、決算ベースで13億9,770万9,000円ということで、約10.2%、1億4,250万円程度の増額を見込んだ形での予算計上といたしました。以上でございます。

○委員長（中村正志君） 歳入全般及び町税に係る補足説明もしていただきました。

歳入全般に係る質疑をお受けいたします。質疑ございませんでしょうか。なしでよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） では、歳入を終わります。

それでは、歳出のほうに入らせていただきますけれども、款ごとということでございますので、2款総務費についてお願いします。

総務課総務担当課長、松山篤君。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） それでは、2款の総務費についてご説明を申し上げます。

11ページになります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費についてご説明を申し上げます。補正前の額が3億5,973万1,000円に対しまして、今回813万円の補正をお願いし、合計3億6,786万1,000円とするものでございます。内容につきましては、職員手当等が613万円の補正増、それからふるさと支援基金元本積立てを200万円増とするものでございます。退職者が当初の見込み人数より増えたことによる特別負担金の増、それから歳入で見込んでいた分の積立てを200万円するものでございます。

次に11目の諸費についてご説明をいたします。諸費につきましては、389万円の補正をお願いするものでございます。内容につきましては御覧のとおりでございますが、18節の負担金、補助及び交付金におきましては二戸地区広域行政事務組合負担金の減額でございます。二戸地区広域行政組合議会の2月補正分、総務費、一般管理費分の減額を踏まえて、町の負担金を減額するものでございます。

22節の償還金、利子及び割引料につきましては、令和3年度の各種負担金、交付金を精査した結果、425万1,000円余りの返還金が生じたことによりまして、予算計上をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（中村正志君） 2款総務費に関して説明いただきました。

質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） では、引き続き3款の民生費、これは町民生活課と健康福祉課と両方あるのですね。では、どちらでもいいですから。

町民生活課町民生活担当課長、戸草内和典君。

○町民生活課町民生活担当課長（戸草内和典君） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費ですが、当初3億3,250万6,000円、これを60万3,000円減額しまして、補正後3億3,190万3,000円、これは国民健康保険特別会計の繰出金の確定に伴う補正でございます。概要につきましては、国保会計の補正のほうで説明したいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（中村正志君） 町民生活課の分は終わり、では健康福祉課のほう。

健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） それでは、3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費の説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、2万8,000円の減額となっております。こちらにつきましては、二戸地区広域行政事務組合の介護保険分の負担金分が減額となったことから、2万8,000円の減額をするものでございます。いずれ人件費等の減額によるものと聞いてございます。

次に、2項児童福祉費、12ページになります。2目児童措置費と4目児童福祉施設費についてご説明いたします。児童措置費につきましては、19節の扶助費を150万円増額するものでございます。中身につきましては、障害児通所給付費ということで、障がい者の方の放課後デイサービスですとか短期入所等のサービスが増になったことから、増額するものでございます。

次に、4目の児童福祉施設費でございます。17節の備品購入費を685万円減額するものでございます。こちらにつきましては、かるまい文化交流センターの完成を待つて備品を購入し、設置することとしておりましたが、すっかり完成しないちは備品の設置等ができないということになったことから、今年度は購入を見送り、令和5年度に購入するというので、今回は減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（中村正志君） 民生費について全般説明いただきました。

質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） ありがとうございます。

続いて、では4款衛生費、説明をお願いします。

町民生活課町民生活担当課長、戸草内和典君。

○町民生活課町民生活担当課長（戸草内和典君） それでは、同じページ、4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、当初1億1,173万8,000円、それを283万5,000円減額しまして、補正後の金額1億890万3,000円、内容といたしましては二戸地区広域行政事務組合の負担金の見込額の確定により、ごみ焼却

処理施設費の減額を行うものでございます。

続きまして、3目し尿処理費4,022万1,000円、133万4,000円の増額で、補正後は4,155万5,000円、これも二戸地区行政事務組合負担金の見込額の確定に伴うもので、し尿費の負担金の確定によるものです。

以上でございます。

○委員長（中村正志君） 併せて水道費も補足があれば。

○水道事業所長（中村勇雄君） 水道費は、水道事業のほうで説明します。

○委員長（中村正志君） では、衛生費は清掃費と、一応水道費も説明したということで、衛生費全般についての質疑をお受けいたします。特にありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） ありがとうございます。

では、続いて9款の消防費。

総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） それでは、9款の消防費についてご説明申し上げます。

常勤消防費でございますが、広域の負担金45万8,000円を減額するものでございます。負担金の額の確定につきましては、職員の人件費及び事務費等の見込額の確定によるものでございます。

関連しまして……

○委員長（中村正志君） はしご車。

○総務課総括課長（福島貴浩君） はい。4ページの繰越明許費の補正でございますが、9款消防費、1項消防費の屈折はしご車整備事業2,554万円につきまして、明許繰越し、繰越しさせていただきたいと思っております。これにつきましては、広域の本部のほうで導入を目指しています屈折はしご付消防自動車の納品が今年度中に間に合わないということで、繰越しさせていただくものでございます。はしご車につきましては、25メートル級まで対応できるということでの消防の車両というふうになっております。

以上でございます。

○委員長（中村正志君） ありがとうございます。消防費について説明いただきました。繰越明許費の分も含めて説明いただきました。

質疑お受けいたします。質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） ありがとうございます。

では、続いて10款教育費。

教育委員会事務局総括次長、長瀬設男君。

○教育委員会事務局総括次長（長瀬設男君） 13ページになります。10款教育費、1

項教育総務費、2目事務局費ということで、17節の備品購入費につきまして218万円の増額をお願いしたいというものでございます。これは、スクールバスに子供、児童生徒置き去りといいますか、そういったことで全国的に事故が発生して、その防止策ということで置き去り防止支援装置なるものを購入して、スクールバスに設置したいということでございます。こちらは、国庫補助123万2,000円、それから単独費用94万8,000円を投入いたしまして、整備したいというものでございます。

4ページに戻っていただきまして、繰越明許費につきまして、同額の218万円を来年度に繰越しさせていただいて、スクールバスに置き去り防止支援装置を取り付けたいというふうに考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（中村正志君） もう少し詳しく、どのようなものなのかというのを申し上げます。

○教育委員会事務局総括次長（長瀬設男君） このスクールバス置き去り防止支援装置ですけれども、こちらは国土交通省のほうで仕様が手引として出されておりますが、センサーで感知するもの、それからエンジンを切って、タイマーがついていて、何分後かにセットによって音が出ると、そういうブザーが鳴ると。室内から外にいても聞こえるぐらいの大音量といいますか、そういったもので周りの人に知らせるといようなことで、町ではブザーを鳴らすほうで考えておりますが、エンジンを切る、何分かしないうちに後部座席まで運転手に行ってもらって、解除のスイッチを押してもらうか何か、そういったスイッチがあるので、そのスイッチを押すことで音が鳴らないと。万が一そのブザーを切り忘れていると、運転手が下りて業務終わったと思って帰っていても、その後スクールバスから大音量で音が出るといったことで、ヒューマンエラーといいますか、そういった人のミスを機械によってカバーしようといようなことで、このスクールバス置き去り防止支援装置をつけたいというふうになってございます。これは、国のほうからの補助事業のメニューが示されまして、この時期に手を挙げればつけてもいいよといようなことで、我々のほうとしてもそういった事故を幾らかでも防ごうということで、整備したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（中村正志君） ありがとうございます。

丁寧に説明いただきましたけれども、質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

細谷地委員。

○9番（細谷地多門君） このスクールバスの置き去り防止装置というのをもう少し詳しく聞きたいのですが、これは聞き漏らしたかも分かりませんが、何台分でしょう。

それから、あと1点は、これ何種類かあって、それぞれの自治体で選べるという方策ののでしょうか。そうでなく、1つ決まっていて、国土交通省のほうでこういう類いのものだよということで、それに倣ってつけるシステムなののでしょうか。

○委員長（中村正志君） 教育委員会事務局総括次長、長瀬設男君。

○教育委員会事務局総括次長（長瀬設男君） ただいまの細谷地多門委員の質問にお答えします。

スクールバスは14台ございますので、そのスクールバス全部に、14台に取付けをしたいというふうに思っています。

それから、国土交通省の仕様につきましては、私のほうで把握しているのは、センサーによって人が乗っているとか、体温とか、そういったセンサーつきのもので、人がいるから、例えばエンジンが切れないとか、エンジンを切るタイミングでそういったセンサーでもってシグナルを送るやつ、それからもう一つがエンジンを単純に切って、後部座席まで行ってスイッチ切らないと、後からブザーが鳴るよというタイプと、2種類のほうを仕様で見ましたけれども、技術開発でもって、民間のほうでそれ以上のことがあるかもしれませんけれども、町としてはスイッチを切って後部座席まで行って、そのスイッチを切ることでブザーが鳴らないようにするという装置をつけたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（中村正志君） ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） では、歳出のほうにはないのですけれども、先ほどの繰越明許の関係で、ライスセンターの関係の説明を。

産業振興課農林振興担当課長、鶴飼靖紀君。

○産業振興課農林振興担当課長（鶴飼靖紀君） 4ページ、繰越明許費の補正についてご説明申し上げます。

6款農林水産業費、1項農業費、ライスセンター整備事業でございます。当初3月いっぱいの完成を目指しておりましたが、コロナウイルスの関係でライスセンター本体工事及び外構工事、検査場工事を全部含めまして令和5年8月31日までの工期延長をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（中村正志君） ライスセンターが令和5年8月31日まで延長となるということですか。

質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） では、これで議案第14号、軽米町一般会計補正予算（第10号）については終わります。

---

◎議案第15号の審査

○委員長（中村正志君） 引き続き、議案第15号 令和4年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、説明をお願いいたします。

町民生活課町民生活担当課長、戸草内和典君。

○町民生活課町民生活担当課長（戸草内和典君） それでは、議案第15号の補足説明をさせていただきます。

令和4年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。A4判の概要版を作成しておりましたので、お開き願います。

○委員長（中村正志君） 皆さん、見つけましたでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） では、お願いします。

○町民生活課町民生活担当課長（戸草内和典君） 主な内容でございますが、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ580万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億556万3,000円とするものでございます。

歳入についてご説明いたします。1款の国民健康保険税につきましては、被保険者数の減少などから調定見込額が減少することに伴い、医療給付費分現年課税分311万円、後期高齢者支援金分現年課税分124万円、医療給付費分滞納繰越分65万円、介護納付金分滞納繰越分26万円、それぞれ減額いたしました。

4款の国庫支出金につきましては、災害等臨時特例補助金といたしまして1万2,000円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金4万9,000円、合わせて6万1,000円を増額いたしました。災害等臨時特例補助金は、東日本大震災発生時に避難指示区域等に住所を有していた被保険者の保険税の減免について、国保税減免分の10分の2を国が補助金として交付するものでございます。また、社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、マイナンバーカードの保険証利用申込みに要した経費、主にパンフレット購入費について10分の10交付されるものです。

8款の繰入金につきましては、一般会計から法定繰り入れ分の額が確定したもののについて、保険基盤安定繰入金を54万6,000円増額、財政安定化支援事業繰入金を250万円増額、未就学児均等割保険料繰入金を2万4,000円減額いたしました。

右下の内訳に補正後の額を掲載してございます。

また、事務費繰入金について、執行状況等を勘案して繰入れ見込額が減少するこ

とから、362万5,000円の減額とし、繰入金合計で60万3,000円の減額といたしました。

次に、歳出について説明いたします。2款の保険給付費につきましては、これまでの支給実績を基に推計いたしまして、一般被保険者医療費19万5,000円を増額、高額医療費分を600万円減額計上いたしました。

9款の諸支出金につきましては、令和4年度の国民健康保険給付費交付金の額が確定したことにより、精算のため3,000円を増額計上いたしました。

以上でございます。

○委員長（中村正志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） 休憩します。

午後 1時44分 休憩

-----  
午後 1時44分 再開

○委員長（中村正志君） 再開します。

-----  
◎議案第16号の審査

○委員長（中村正志君） 続いて、議案第16号 令和4年度軽米町水道事業会計補正予算（第1号）。

地域整備課上下水道担当課長、寺地隆之君。

○地域整備課上下水道担当課長（寺地隆之君） 議案第16号は、令和4年度軽米町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。内容につきましては、本会議で所長が説明したとおりでございますが、予算書の2ページにて補足させていただきます。

収益的収入及び支出の部、収入でございますが、他会計補助金につきまして78万2,000円減の8,994万1,000円となります。こちらは、企業債償還金の支払い利息の10年ごとの見直しに該当する起債につきまして、償還利息の利率が確定したことにより、補助金を減額するものでございます。

支出の部につきましては、支払い利息及び企業債取扱諸費について104万3,000円減の2,323万2,000円とするものでございます。収入の説明と同様、利率確定に伴う今年度の利息支払い額の確定によるものでございます。

続きまして、予算書3ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の部の収入でございます。他会計出資につきまして、1,140万2,000円増の3,716万6,000円としたものでございます。内容につきましては、先ほどの説明と同様に10年ごとの見直しに該当する起債の利息の利率確定に伴い、償還元金が

確定したもののほか、地方交付税交付金の配分要素となる今年度の水道管路の耐震化事業費が確定したことから、基準内の出資金を増額計上させていただいたものでございます。

支出につきましては、企業債の償還金25万3,000円を増とするもので、1億6,082万6,000円でございます。今まで説明したとおり、こちらも利率確定に伴い、償還元金が確定したものでございます。

以上でございます。

○委員長（中村正志君） ありがとうございます。説明いただきました。

質疑をお受けいたします。質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（中村正志君） ありがとうございます。

それでは、議案第16号を終わります。次議案第17号に入るわけですが、今日ではここで終了して、あしたから議案第17号 令和5年度軽米町一般会計予算を審議したいと思いますので、よろしくお願ひします。

---

◎散会の宣告

○委員長（中村正志君） それでは、これで終わります。ありがとうございます。

（午後 1時48分）